

中間前金払に係る取扱いについて

1 趣旨

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の 10 分の 2 以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大 10 分の 6 まで受け取ることができる制度である。

中間前金払については、平成 11 年 2 月 17 日に地方自治法施行令及び地方自治法施行規則が一部改正されたことに伴い、出納局長より「公共工事に係る前金払について」（平成 11 年 3 月 11 日付け出第 164 号）により制度の実施について通知されたところであるが、この取扱いは、実施に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事 1 件の請負代金額が 300 万円以上の工事について、次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払は行わないものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為に係る特例

2 に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 300 万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、2 の①及び②中「工期の 2 分の 1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1」と、2 の③中「請負代金の額の 2 分の 1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が 300 万円以上で、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

- (1) 発注者は、受注者から中間前金払に係る認定請求書（別紙 1）が提出されたときは、2 の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。なお、認定請求書には、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第 11 条に基づく工事履行報告書を添付させるものとする。
- (2) 発注者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、別記第 11 条に基づく工事履行報告書によるものとする。ただし、出来高の数値に疑義がある場合に限り、発注者は根拠資料の提示等を求めることができる。
また、指示書等により追加指示が行われているが契約書の変更が行われていない場合であっても、当該追加指示に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

注) 追加指示に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので、契約変更に係る協議等では留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、次の式を適用するものとする。

$$\text{計算式 (出来高)} = \frac{B + C}{A}$$

A : 請求時点における請負契約額

B : 請求時点における契約内容に対応した出来高

C : 指示書等による追加指示に係る出来高のうち変更未対応のもの

(3) 発注者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙2）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前払金の支払の請求

受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、契約書別記第34条第4項後段の規定により準用する同条第2項の規定が適用される場合は、保証証書が添付されたものとみなす。

7 中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件（別紙3）等において明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別紙4）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。なお、届出書において、部分払を選択している場合には、別記第34条第3項及び第4項について削除するものとする。

8 施行時期

平成11年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

（平成11年3月31日までに行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、平成11年4月1日以降に締結されるものについては、適用しない。）